2
津波防護施設区域
(一)　法第二三条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げるもの（(2)から(4)までに掲げる行為で、津波防護施設の敷地から五メートル（津波防護施設の構造又は地形、地質その他の状況により津波防護施設管理者がこれと異なる距離を指定した場合には、当該距離）以内の土地におけるものを除く。）とすることとした。（第五条関係）
(1)　津波防護施設区域内の土地における耕うん
(2)　津波防護施設区域内の土地における地表から高さ三メートル以内の盛土（津波防護施設に沿って行う盛土で津波防護施設に沿う部分の長さが二〇メートル以上のものを除く。）
(3)　津波防護施設区域内の土地における地表から深さ一メートル以内の土地の掘削又は切土
(4)　津波防護施設区域内の土地における施設又は工作物（鉄骨造、コンクリート造、石造、れんが造その他これらに類する構造のもの及び貯水池、水槽、井戸、水路その他これらに類する用途のものを除く。）の新築又は改築
(5)　(1)から(4)までに掲げるもののほか、津波防護施設の敷地である土地の区域における施設又は工作物の新築又は改築以外の行為であって、津波防護施設管理者が津波防護施設の保全上影響が少ないと認めて指定したもの
(二)　法第二三条第一項第三号の政令で定める行為は、津波防護施設を損壊するおそれがあると認めて津波防護施設管理者が指定する行為とすることとした。（第六条関係）

3
監督処分
法第二七条第五項及び第六項の規定に基づき、津波防護施設以外の施設又は工作物を保管した場合の手続きを定めることとした。（第七条～第一二条関係）

4
津波防護施設管理者以外の者の行う工事
(一)　法第三三条第一項の承認を受けようとする者は、工事の設計及び実施計画又は維持の実施計画を記載した承認申請書を津波防護施設管理者に提出しなければならないこととした。（第一三条関係）
(二)　法第三三条第一項ただし書の政令で定める軽易なものは、ごみその他の廃物の除去、草刈りその他これらに類する小規模な維持とすることとした。（第一四条関係）

5
補助
(一)　法第三九条の規定により国がその費用を補助することができる工事は、次に掲げる施設であって津波防護施設であるものの新設又は改良に関する工事とし、その補助率は二分の一とすることとした。（第一五条関係）
(1)　道路又は鉄道と相互に効用を兼ねる盛土構造物であって、国土交通省令で定める規模以下のもの
(2)　(1)に掲げる施設に設けられる護岸
(3)　胸壁又は閘門であって、盛土構造物と一体となって機能を発揮するもの
(二)　国が法第三九条の規定により補助する金額は、(1)から(3)までに掲げる施設であって津波防護施設であるものの新設又は改良に関する工事に要する費用の額（法第四三条から第四五条までの規定による負担金があるときは、当該費用の額からこれらの負担金の額を控除した額）に(一)に規定する国の補助率を乗じて得た額とすることとした。（第一六条関係）

6
指定津波防護施設
法第五二条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げるものとすることとした。（第一七条関係）
(1)　法第五二条第一項第一号に掲げる行為であって、指定津波防護施設の維持管理のためにするもの
(2)　法第五二条第一項第一号に掲げる行為であって、仮設の建築物の建築その他これに類する土地の一時的な利用のためにするもの（当該利用に供された後に当該指定津波防護施設の機能が当該行為前の状態に戻されることが確実な場合に限る。）

7
指定避難施設
法第五八条の政令で定める重要な変更は、次に掲げるものとすることとした。（第一八条関係）
(1)　改築又は増築による指定避難施設の構造耐力上主要な部分の変更
(2)　指定避難施設の避難上有効な屋上その他の場所として市町村長が指定するものの総面積の一〇分の一以上の面積の増減を伴う変更
(3)　(2)に規定する場所までの避難上有効な階段その他の経路として市町村長が指定するものの廃止

8
避難促進施設
法第七一条第一項第二号の政令で定める施設は、次に掲げるものとすることとした。（第一九条関係）
(1)　老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害者福祉サービス事業（生活介護、児童ディサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。）の用に供する施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）、児童福祉施設（母子生活支援施設及び児童遊園を除く。）、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子健康センターその他これらに類する施設
(2)　幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校及び専修学校（高等課程を置くものに限る。）
(3)　病院、診療所及び助産所

9
この政令は、法の施行の日（平成二三年一二月二七日）から施行することとした。

◇津波防災地域づくりに関する法律及び津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第四二七号）（国土交通省）

一　気象業務法施行令の一部改正関係
水防活動の利用に適合する予報及び警報として、水防活動の利用に適合する津波注意報及び水防活動用津波警報並びにそれらの内容を規定するとともに、水防活動用津波警報の通知先を定めることとした。（第一条関係）
二　宅地造成等規制法施行令の一部改正関係
宅地から除外される土地として、津波防護施設の用に供されている土地を定めることとした。（第二条関係）
三　宅地建物取引業法施行令の一部改正関係（第三条関係）
1　工事完了前の宅地又は建物の売買等に関する広告及び契約の締結に必要な法令に基づく処分として、津波防護施設区域内の土地における施設の新築の許可等の処分を定めることとした。
2　宅地又は建物の売買等の契約の成立までに契約しようとする者に説明すべき重要な事項として、津波防護施設区域内の土地における施設の改築の許可等の処分に関する事項を定めることとした。
四　電気事業法施行令の一部改正関係
他の物件の設置により事業用電気工作物が電気事業法の技術基準に適合しなくなる場合において、当事者間の協議によって必要な措置又は費用負担等を定めるべきものとされる電気事業法の規定の適用除外の場合として、津波防護施設に関する工事によるもの等を定めることとした。（第四条関係）
五　首都圏近郊緑地保全法施行令の一部改正関係
近郊緑地保全区域における届出等の義務付けの適用が除外される行為として、津波防護施設に関する工事の施行等を定めることとした。（第五条関係）
六　近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令の一部改正関係
近郊緑地保全区域における届出等の義務付けの適用が除外される行為として、津波防護施設に関する工事の施行等を定めることとした。（第六条関係）
七　都市緑地法施行令の一部改正関係
緑地保全地区又は特別緑地保全地区における届出等の義務付けの適用が除外される行為として、津波防護施設に関する工事の施行等を定めることとした。（第七条関係）